

(証券コード：2498)

2024年12月9日

株主各位

東京都渋谷区本町三丁目12番1号
株式会社オリエンタルコンサルタンツホールディングス
代表取締役社長 野崎秀則

第19回定時株主総会招集ご通知

拝啓 日頃より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第19回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいますようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.oriconhd.jp/>

（上記の当社ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「IR情報」、「株主総会資料」の順に選択のうえ、ご確認ください。）



【株主総会資料掲載ウェブサイト】

<https://d.sokai.jp/2498/teiji/>



【東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

（上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「オリエンタルコンサルタンツホールディングス」又は「コード」に当社証券コード「2498」を入力・検索し、「基本情報」「総覧書類/PR情報」を順に選択して、「総覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。）



なお、当日ご出席されない場合は、インターネット又は書面（郵送）によって議決権行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2024年12月23日（月曜日）午後5時30分までに議決権行使してくださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 2024年12月24日（火曜日） 午前10時

2. 場 所 東京都渋谷区本町三丁目12番1号

住友不動産西新宿ビル6号館

株式会社オリエンタルコンサルタンツホールディングス 2階 会議室

3. 目的事項

- 報告事項
1. 第19期（2023年10月1日から2024年9月30日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第19期（2023年10月1日から2024年9月30日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 取締役7名選任の件

第2号議案 補欠監査役2名選任の件

4. 議決権の行使についてのご案内

(1) 書面による議決権行使の場合

本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2024年12月23日（月曜日）午後5時30分までに到着するようご返送ください。

(2) インターネットによる議決権行使の場合

インターネットにより議決権を行使される場合には、後記（4頁）の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧のうえ、2024年12月23日（月曜日）午後5時30分までに行使してください。

5. その他の株主総会招集に関する事項

代理人による議決権の行使につきましては、議決権を有する他の株主様1名を代理人として、その議決権行使することとさせていただきます。

以 上

<ご注意事項等>

1. 本株主総会に関しましては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した交付書面をお送りしています。ただし、以下の事項につきましては、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、交付書面には記載しておりません。

① 連結計算書類の「連結注記表」

② 計算書類の「個別注記表」

従いまして、電子提供措置事項記載書面に記載している連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査役がそれぞれ会計監査報告及び監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。

2. 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前頁の当社ウェブサイト、株主総会資料掲載ウェブサイト及び東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）において、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。

3. 当日ご出席の際は、お手数ながら本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

4. 当期の剩余金の配当について

当社は、会社法第459条の規定に基づき、取締役会の決議をもって剩余金の配当等を行うことができる旨を当社の定款第45条に定めています。

当期の期末配当につきましては、2024年11月14日開催の取締役会において、次のとおり剩余金の配当を行うことを決議いたしました。

① 配当財産の種類 金銭

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金175円 配当総額1,052,186,450円

③ 剩余金の配当が効力を生じる日 2024年12月25日（水曜日）



議決権行使のご案内

後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使してくださいますようお願い申し上げます。

議決権行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



インターネットで議決権行使する方法

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2024年12月23日（月曜日）
午後5時30分完了分まで



書面で議決権行使する方法

同封の議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2024年12月23日（月曜日）
午後5時30分到着分まで



株主総会にご出席する方法

当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

株主総会開催日時

2024年12月24日（火曜日）
午前10時

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1、2号議案

- 全員賛成の場合 ➥ 「賛」の欄に○印
- 全員否認する場合 ➥ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を否認する場合 ➥ 「賛」の欄に○印をし、否認する候補者の番号をご記入ください。

*議決権行使書はイメージです。

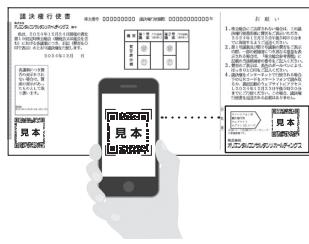
- ・書面及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ・インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- ・書面による議決権行使における各議案に賛否の記載がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

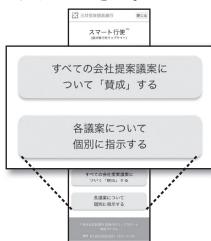
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

- 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

議決権行使
ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

- 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォンの操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）
(受付時間 午前9時～午後9時)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 取締役7名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役8名全員が任期満了となります。つきましては、取締役7名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 年月日	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
1	野 崎 ひでのり 1958年9月23日生	<p>1982年4月 株オリエンタルコンサルタンツ入社 1995年4月 同社 東京事業本部環境文化部 景観デザイン室長 1999年11月 株中央設計技術研究所 取締役 2000年12月 同社 代表取締役社長 2005年12月 株オリエンタルコンサルタンツ 取締役執行役員 関西支社長 2007年10月 同社 取締役常務役員 事業本部長 2008年8月 同社 取締役常務役員 S C事業本部長 2009年10月 同社 取締役常務役員 経営企画担当 2009年12月 同社 代表取締役社長(現任) 2009年12月 当社 取締役 連携推進担当 2011年10月 当社 取締役 事業推進統括 2011年12月 株オリエンタルコンサルタンツ G C事業本部長 2012年10月 当社 取締役 企画開発本部長 2012年12月 当社 代表取締役副社長 2013年12月 当社 代表取締役社長(現任)</p> <p>【重要な兼職の状況】 (株オリエンタルコンサルタンツ 代表取締役社長)</p>	59,400株

(取締役候補者とした理由)

野崎秀則氏は、1982年に当社グループの株オリエンタルコンサルタンツに入社以来、主にインフラ整備・保全事業に従事し、当社グループの株中央設計技術研究所の代表取締役社長、株オリエンタルコンサルタンツの拠点事業所、本社の要職を経て、2009年12月から同社の代表取締役社長を歴任し、当社グループの経営と事業活動全般に関する豊富な経験と幅広い知見を有しております。2013年12月からは当社代表取締役社長に就任し、国内外の事業創造・拡大、人材確保・育成、DX推進、国内外の拠点整備、働き方改革等の基盤整備など、当社グループの持続的成長と企業価値の向上に向けて強いリーダーシップを発揮しており、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 生年月日	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
2	あお き木 しげる 滋 1959年1月1日生	<p>1982年4月 僚オリエンタルコンサルタンツ入社 1996年10月 同社 中部支社 都市・交通部 都市環境室長</p> <p>2000年4月 同社 東京事業本部 環境文化部長 2003年5月 同社 東京事業本部 営業・業務統括リーダー</p> <p>2003年12月 同社 執行役員 中部支社長 2007年10月 同社 取締役常務役員 統括本部副本部長 2008年12月 同社 取締役常務役員 統括本部長 2009年10月 同社 取締役常務役員 SC事業本部長 2012年12月 同社 取締役専務役員 SC事業本部長 2013年10月 当社 執行役員 事業戦略担当 2013年12月 当社 取締役 事業戦略担当 2014年10月 僚オリエンタルコンサルタンツ 取締役専務役員 事業本部長</p> <p>2018年12月 同社 取締役専務役員 事業推進本部長 2019年10月 同社 取締役専務役員 経営企画担当 2020年12月 同社 取締役専務役員 経営企画担当 兼 DX推進本部長</p> <p>2021年12月 当社 取締役 国内事業推進本部長（現任） 2024年12月 僚オリエンタルコンサルタンツ 上席理事 経営企画担当（現任）</p> <p>【重要な兼職の状況】 —</p>	37,300株

候補者番号	ふりがな 氏名 生年月日	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所持する 当社の株式数
3	よね ざわ えいじ 米澤栄二 1963年1月22日生	<p>1985年4月 株式会社オリエンタルコンサルタンツ入社 1999年10月 同社 東京事業本部環境文化部 景観デザイン室長 2002年7月 同社 国際事業部 業務部担当部長 2005年10月 同社 グループ経営企画室長 2006年8月 同社 経営企画室長 2007年4月 同社 関西支社副支社長 2008年9月 同社 G C事業本部 営業部付 2013年10月 同社 G C事業本部 道路交通事業部長 2013年12月 同社 執行役員 G C事業本部 道路交通事業部長 2014年6月 株式会社オリエンタルコンサルタンツグローバル 代表取締役常務役員 2014年10月 当社 執行役員 重点化事業責任者 2015年10月 株式会社オリエンタルコンサルタンツグローバル 代表取締役社長（現任） 2018年12月 当社 取締役 海外事業担当 2021年12月 当社 取締役 海外事業推進本部長（現任） 【重要な兼職の状況】 株式会社オリエンタルコンサルタンツグローバル 代表取締役社長 </p>	31,600株

候補者番号	ふりがな 氏名 生年月日	略歴、 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
4	たちばな 橋 よし 義 規 1959年6月14日生	<p>1984年4月 (㈱オリエンタルコンサルタンツ入社 2006年11月 (㈱オリエス総合研究所(現㈱エイティック) 取締役 2007年5月 吉井システムリサーチ㈱(現㈱リサーチ アンドソリューション) 代表取締役社長 2011年10月 ㈱エイティック 執行役員 2011年10月 当社 執行役員 2012年12月 (㈱オリエンタルコンサルタンツ 執行役員 2017年12月 (㈱エイティック 代表取締役社長 2017年12月 (㈱オリエンタルコンサルタンツ 上席理事 事業企画統括担当 (現任) 2021年12月 当社 取締役 I T 基盤統括本部長 (現任) 2024年12月 (㈱エイティック 取締役会長 (現任) 【重要な兼職の状況】 ㈱エイティック 取締役会長</p>	19,900株

候補者番号	ふりがな 氏名 生年月日	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
5	たつの野あきお男 1956年9月5日生	<p>1980年4月 (㈱オリエンタルコンサルタンツ入社 2005年12月 同社 取締役 東京事業本部長 2007年10月 同社 上席理事 事業企画統括担当 2007年10月 当社 理事 事業推進本部長 2007年12月 当社 取締役 事業推進本部長 2007年12月 (㈱ワールド(現㈱エイティック) 取締役 2007年12月 (㈱オリエスセンター(現㈱エイティック) 監査役 2008年5月 (㈱オリエンタルコンサルタンツ 常務理事 事業企画統括担当 2009年12月 同社 理事 事業企画統括担当 2009年12月 (㈱エイティック 代表取締役 2013年12月 (㈱オリエンタルコンサルタンツ 監査役 (現任) 2014年6月 (㈱オリエンタルコンサルタンツグローバル 監査役 2016年6月 (㈱中央設計技術研究所 監査役 (現任) 2016年10月 当社 執行役員 海外事業担当 2016年10月 (㈱オリエンタルコンサルタンツグローバル 取締役 2018年10月 同社 取締役執行役員 業務本部長 2021年12月 当社 執行役員 監査担当 2023年11月 当社 執行役員 内部監査本部長 2023年12月 当社 取締役 内部監査本部長 (現任) 2024年12月 (㈱オリエンタルコンサルタンツグローバル 監査役 (現任)</p> <p>【重要な兼職の状況】 (㈱オリエンタルコンサルタンツ 監査役 (㈱オリエンタルコンサルタンツグローバル 監査役 (㈱中央設計技術研究所 監査役</p>	25,800株

候補者番号	ふりがな 氏名 生年月日	略歴、 (重 要な兼職の状況)	所有する 当社の株式数
6	たかはしまきと人 1975年3月30日生	<p>2000年4月 弁護士登録 アンダーソン・毛利法律事務所 (現 アンダーソン・毛利・友常法律事務所) 入所 2005年4月 ニューヨーク州弁護士登録 2007年3月 西村孝一法律事務所 入所 2009年9月 高橋・片山法律事務所 開設 代表弁護士 (現任)</p> <p>2012年12月 当社 社外監査役 2015年3月 日本カーボン㈱ 社外取締役 2015年12月 当社 社外取締役 (現任) 2018年2月 オーエスジー㈱ 社外取締役(監査等委員) (現任) 2022年6月 東亜石油㈱ 社外取締役(監査等委員)</p> <p>【重要な兼職の状況】 高橋・片山法律事務所 代表弁護士 オーエスジー㈱ 社外取締役(監査等委員)</p>	一株
(社外取締役候補者とした理由)			
高橋明人氏は、弁護士として企業法務に精通し、法律の専門家としての豊富な知識・経験を有しております。その知識や経験を主に当社グループのコンプライアンス経営やリスクマネジメント経営に活かしていただくため、引き続き社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。			
7	たけだまさみ巳 1952年5月11日生	<p>1976年4月 株三井銀行 (現株三井住友銀行) 入行 1997年10月 株さくら銀行 (現株三井住友銀行) 国際審査部 副部長</p> <p>1998年4月 同行 国際審査部 業務推進役 1999年10月 同行 審査第二部 主席審査役 2001年4月 株三井住友銀行 国際審査部長 2002年12月 同行 シンガポール支店長 2003年6月 同行 執行役員 シンガポール支店長 2006年4月 同行 執行役員 2006年6月 太陽石油㈱ 取締役 2008年6月 同社 執行役員 2010年7月 SMB Cインターナショナルビジネス㈱ 取締役副社長</p> <p>2012年6月 同社 代表取締役社長 2013年12月 当社 社外監査役 2015年6月 東洋エンジニアリング㈱ 社外取締役 (現任) 2016年12月 当社 社外取締役 (現任)</p> <p>【重要な兼職の状況】 東洋エンジニアリング㈱ 社外取締役</p>	一株
(社外取締役候補者とした理由)			
田代真巳氏は、金融機関での長期にわたる業務経験を通じて、財務会計の専門家としての豊富な知識・経験を有しております。また、同氏は当社の社外監査役の経験を通じて、当社の事業活動内容にも精通しております。その知識や経験を主に当社の事業活動や財務会計の管理、監督に活かしていただくため、引き続き社外取締役候補者として選任をお願いするものであります。			

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 高橋明人氏は、社外取締役候補者であります。同氏は現在当社の社外取締役であり、その在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって9年となります。高橋明人氏は、過去に当社の社外監査役であったことがあります。
なお、高橋明人氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。同氏の再任が承認された場合は、同氏を引き続き独立役員とする予定であります。
3. 田代真巳氏は、社外取締役候補者であります。同氏は現在当社の社外取締役であり、その在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって8年となります。田代真巳氏は、過去に当社の社外監査役であったことがあります。
なお、田代真巳氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。同氏の再任が承認された場合は、同氏を引き続き独立役員とする予定であります。
4. 当社は会社法第427条の定めにより損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めており、高橋明人氏及び田代真巳氏との間で当該責任限定契約を締結しております。両氏の再任が承認された場合には、両氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。
当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額であります。
5. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約は、職務の執行に関して行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことによって被る損害及び当該損害賠償請求に関する争訟費用等を填補することとしております。すべての取締役候補者は、当該保険契約の被保険者に含められることになります。また、次回更新時も引き続き締結予定であります。

ご参考 本総会において、各取締役候補者が原案どおり選任された場合の取締役及び監査役のスキル・マトリックスは以下のとおりとなります。

	氏名	企業経営	技術	営業 マーケティング	人事	財務会計	企業法務 リスク マネジメント	グローバル ビジネス	IT・ デジタル
取締役	野崎 秀則	●	●	●	●				
	青木 滋	●	●	●	●				●
	米澤 栄二	●	●	●	●			●	
	橘 義規	●	●	●	●				●
	龍野 彰男	●	●	●	●	●	●	●	
	高橋 明人	社外	●				●	●	
監査役	田代 真巳	社外	●			●		●	
	小道 正俊		●		●	●	●	●	
	圓山 順	社外	●				●	●	●
	町田 英之	社外	●			●			●

第2号議案 補欠監査役2名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠く場合に備え、補欠監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、候補者宮内和則氏は社外監査役以外の監査役の補欠として、候補者大橋大輔氏は社外監査役の補欠として選任をお願いするものであります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。各候補者からは、監査役が任期中に退任し、所定の員数を欠く場合に、監査役に就任する旨の承諾を得ております。

補欠監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏 生 年 月 日	略歴、当社における地位 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する 当社の株式数
1	みや うち かず のり 宮 内 和 則 1956年3月8日生	<p>1979年4月 武者英二研究室入社 1986年4月 株式会社マトリックス建築都市設計事務所入社 1991年10月 株式会社オリエンタルコンサルタンツ入社 2000年4月 同社 東京事業本部 都市・地域部長 2006年5月 同社 東京事業本部長補佐 2007年10月 同社 関東支店長 2009年5月 同社 関西支店長 2010年12月 同社 執行役員 関西支店長 2015年10月 同社 執行役員 事業本部副本部長 2015年10月 当社 執行役員 重点化事業責任者 2016年10月 株式会社オリエンタルコンサルタンツ 執行役員 統括本部副本部長 2020年12月 同社 取締役執行役員 統括本部副本部長 2021年12月 同社 取締役執行役員 統括本部長 2024年10月 同社 取締役執行役員 内部監査室長 2024年12月 同社 上席理事 内部監査室長（現任） 【重要な兼職の状況】 — </p>	7,300株

（補欠の監査役候補者とした理由）

宮内和則氏は、建築設計事務所での経験を経て、1991年10月に当社グループの株式会社オリエンタルコンサルタンツに入社後、主に地方創生事業に従事し、同社の拠点事業所、本社の要職を経て、2020年12月から同社の取締役執行役員を歴任する等、同社の経営管理に関する豊富な経験と幅広い知見を有しております。2024年10月からは同社の内部監査室長に就任し、その職務を適切に遂行しております。その知識や経験を、業務執行を行なう経営陣から独立した立場で、当社の監査役の職務に活かしていただくため、補欠の監査役候補者として選任をお願いするものであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 年月日	略歴、当社における地位 (重複する兼職の状況)	所有する 当社の株式数
2	おお はし だい すけ 大 橋 大 輔 1971年3月2日生	<p>1996年10月 青山監査法人 入所 2004年4月 公認会計士登録 2006年9月 あらた監査法人 (現PwC Japan有限責任監査法人) 入所 2007年5月 EYトランザクションアドバイザリー サービス㈱ 入社 2011年6月 ㈱アカウンティングアドバイザリー 入社 (現任)</p> <p>【重要な兼職の状況】 —</p>	一株

(補欠の社外監査役候補者とした理由)
 大橋大輔氏は、公認会計士としての財務及び会計に関する豊富な知識・経験と高い倫理観を有しております。その知識や経験を、業務執行を行なう経営陣から独立した立場で、当社の監査役の職務に活かしていただくため、補欠の社外監査役候補者として選任をお願いするものであります。なお、同氏は過去に社外取締役又は社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、当社の社外監査役としてその職務を適切に遂行できるものと判断いたしました。

- (注) 1. 各補欠監査役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 2. 大橋大輔氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
 3. 当社は会社法第427条の定めにより損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定款に定めており、宮内和則氏及び大橋大輔氏が監査役に就任した場合には、両氏との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。
 当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額であります。
 4. 大橋大輔氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏が監査役に就任した場合には、当社は同氏を独立役員として指定する予定であります。
 5. 当社は、役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約は、職務の執行に関して行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことによって被る損害及び当該損害賠償請求に関する争訟費用等を填補することとしております。各補欠監査役候補者が監査役に就任した場合、役員等賠償責任保険契約の被保険者となる予定であります。また、次回更新時も引き続き締結予定であります。

以上

事 業 報 告

(2023年10月1日から2024年9月30日まで)

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 当連結会計年度の事業の状況

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、個人消費の持ち直しや雇用・所得環境の改善等により、景気は緩やかな回復基調で推移したものの、物価上昇、ウクライナ情勢の長期化や中東情勢の緊迫化、世界的な金融引締めに伴う影響等、依然として先行き不透明な状況が続いております。

このような状況の中で、当社グループでは、重点的に取り組む事業を、国内市場5つ(インフラ整備・保全、水管理・保全、防災、交通、地方創生)、海外市場5つ(民間事業、スマートシティ開発事業、O&M事業、DX事業、事業投資)に定め、各市場で推進しております。

市場別の受注状況は、国内市場におきましては、「防災・減災、国土強靭化のための5か年加速化対策」による公共工事の執行により、引き続き、防災・減災関連のハード・ソフト対策業務、道路・河川・港湾等の維持管理業務等の受注環境は堅調であり、当連結会計年度における受注高は583億59百万円(前連結会計年度比13.6%増)となりました。

海外市場におきましては、開発途上国でのインフラ整備の需要は依然旺盛で良好な受注環境にあり、当連結会計年度における受注高は306億72百万円(前連結会計年度比1.2%減)となりました。

これらの結果、当連結会計年度の受注高は890億31百万円(前連結会計年度比8.0%増)となりました。

売上高及び営業損益につきましては、国内市場、海外市場とも堅調に推移しており、売上高は862億82百万円(前連結会計年度比10.4%増)、営業利益は46億64百万円(同20.1%増)となりました。また、為替相場の変動により為替差損5億41百万円を計上したため、経常利益は40億22百万円(同5.5%減)、親会社株主に帰属する当期純利益は25億97百万円(同8.3%減)となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度中の設備投資の金額は10億52百万円で、主な内訳は次のとおりであります。

情報通信機器及び周辺機器	2億55百万円
社内管理システムの構築	2億36百万円
グランピング施設の構築	2億17百万円
業務用ソフトウェア	1億63百万円

(3) 資金調達の状況

当社グループの業務の工期は3月に集中しており、例年、4月、5月に売上代金の回収が集中するため、3月まで運転資金の需要が大きく、借入残高も3月まで段階的に増加する傾向にあります。この資金需要に備えるため、コミットメントライン契約、当座借越契約を締結しております。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

2. 主要な事業内容（2024年9月30日現在）

当社グループは国内外において、社会基盤の整備から維持管理に至るコンサルティング事業、人材、業務プロセスに係るマネジメントなど幅広い知的サービスの提供並びに建設・建築に係る工事、リサイクル、環境事業を行っております。また、これらに関連する情報システム、ソフトウェアの研究開発、販売も行っております。

3. 財産及び損益の状況

(1) 企業集団の財産及び損益の状況

区分	単位	第16期	第17期	第18期	第19期 (当連結会計年度)
受注高	千円	74,297,534	76,299,912	82,426,523	89,031,822
売上高	千円	68,305,157	77,338,963	78,154,245	86,282,137
経常利益	千円	3,476,388	4,336,461	4,258,009	4,022,597
親会社株主に帰属する当期純利益	千円	1,708,650	2,719,026	2,831,474	2,597,663
1株当たり当期純利益	円	294.62	470.05	474.24	428.24
総資産	千円	50,017,719	55,191,573	62,684,976	65,195,946
純資産	千円	14,049,673	18,758,829	22,189,797	24,486,521
1株当たり純資産額	円	2,425.10	3,194.59	3,652.62	4,054.70

(注) 第17期（2022年9月期）より「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しております。

(2) 当社の財産及び損益の状況

区分	単位	第16期	第17期	第18期	第19期 (当事業年度)
営業収益	千円	698,151	759,388	925,949	1,124,449
経常利益	千円	303,489	372,534	498,855	638,843
当期純利益	千円	207,282	307,158	454,295	614,230
1株当たり 当期純利益	円	35.74	53.10	76.09	101.26
総資産	千円	11,953,073	18,327,646	20,707,015	21,373,248
純資産	千円	6,644,133	6,748,618	7,359,645	7,303,006
1株当たり 純資産額	円	1,149.03	1,151.71	1,214.04	1,214.64

(注) 第17期(2022年9月期)より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しております。

4. 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 議決権比率	主要な事業内容
㈱オリエンタルコンサルタンツ	500百万円	100.0%	社会環境整備に係る事業の知的サービスを提供するグローバルな総合コンサルタント等
㈱オリエンタルコンサルタンツ グローバル	490百万円	100.0%	社会環境整備に係る事業の知的サービスを提供するグローバルな総合コンサルタント等
㈱アサノ大成基礎エンジニアリング	450百万円	100.0%	地質・土質調査、環境・環境浄化、構造物調査・リニューアル、水理解析、さく井工事、解体工事、温泉工事等
㈱中央設計技術研究所	30百万円	100.0% (100.0%)	上下水道、廃棄物、環境、情報に関する調査・計画・設計、維持・運営マネジメント等
㈱エイテック	95百万円	100.0%	建設調査・設計・監理、GIS、空間情報、測量・計測、交通観測・解析、情報処理、機器販売・レンタル等
㈱リサーチアンドソリューション	10百万円	100.0%	建設マネジメント、計測制御、資産管理等に関する多様なITソリューションの提供、「人材」及び「業務プロセス」に係るアウトソーシング、リソースマネジメント等

(注) 1. 議決権比率の欄の()内は間接保有比率であり内数であります。

(注) 2. 当事業年度末日における特定完全子会社は該当がありません。

5. 対処すべき課題

当社グループは、2018年9月に2025年ビジョン及び中期経営計画を策定し、同計画における2025年の営業利益目標を4年前倒しで達成したこと、また、今後の社会のあり方が大きく変化することを踏まえまして、2022年11月に、2030年に向けたビジョン及び中期経営計画を策定し、2024年11月に一部更新いたしました。

当社グループでは、更なる成長に向け、2030年のビジョンとして、「社会価値創造企業～自らが社会を創造する担い手になる～」を定め、「革新」「変革」「挑戦」をキーワードにした基本戦略に基づき、国内・海外において事業を展開し、“社会価値創造企業”の実現に向け、国・地域とのより高い信頼関係を築き、国・地域の活力や魅力を高める事業を推進して参ります。

また、当社グループは、中期経営計画の基本方針に基づき、下記の施策を実施いたします。

(1) 事業創造・拡大

- ・事業の総合化・事業経営の推進、DXの推進により新たな社会価値を創造し、国内外における市場を拡大して参ります。
- ・重点化事業により、ナンバーワン・オンリーワンの技術やサービスを確立して参ります。
- ・国内と海外で競争力を強化し、各市場で自律的に成長し、各市場間の連携を図りながら、ワンストップで事業を推進して参ります。

(2) 人材確保・育成

- ・企業ブランドの強化による多様な人材の確保と、プロフェッショナル人材の育成を推進して参ります。
- ・グループ内外のリソースの効果的な活用等により、社会価値の更なる創造を推進して参ります。

(3) 基盤整備

- ・DXの推進により、グループ共通基盤を整備推進し、業務プロセスの変革を行い、生産性改革、働き方改革につなげます。また、サイバー攻撃に対して、外部専門家の協力のもと、高度なセキュリティ対策を推進し、盤石のIT基盤を構築して参ります。
- ・国内においては、エリアマネジメントの全国展開にあわせて、マネジメント機能をもたせた拠点整備を推進いたします。また、海外においては、現地法人や、設計業務を行う現地デザインセンターなどの海外拠点の整備を推進して参ります。
- ・ポストコロナ時代のニューノーマル社会を見据え、多様な働き方に対応可能な柔軟な制度と環境の整備を推進して参ります。
- ・適切な会計処理に向けた再発防止の徹底に取り組むとともに、コンプライアンスの強化、徹底に向け、内部統制機能を強化して参ります。
- ・株主の皆様に対して、長期的に安定した利益還元を行っていくことが、経営の重要な課題の一つであると認識しております。そのため、今後、上場企業として、PBR 1倍以上を維持するとともに、資本効率についても高ROEを維持し、両数値の向上に取り組んで参ります。配当については、過去の連結業績の推移や今後の連結業績の見通し、配当性向・配当利回り・自己資本比率等の指標などを総合的に勘案して決定することを基本方針としております。配当性向につきましては、40%程度を目安といたします。

6. 主要な事業所（2024年9月30日現在）

㈱オリエンタルコンサルタンツ ホールディングス（当社）	本社：東京都渋谷区
㈱オリエンタルコンサルタンツ	本社：東京都渋谷区
㈱オリエンタルコンサルタンツグローバル	本社：東京都新宿区
㈱アサノ大成基礎エンジニアリング	本社：東京都台東区
㈱中央設計技術研究所	本社：石川県金沢市
㈱エイテック	本社：東京都渋谷区
㈱リサーチアンドソリューション	本社：福岡県福岡市博多区
㈱ジェーエスティック	本社：埼玉県さいたま市中央区
㈱アキバ	本社：島根県松江市
㈱鈴木建築設計事務所	本社：千葉県松戸市
三協建設（株）	本社：静岡県浜松市浜名区
Oriental Consultants India Private Limited	本社：India New Delhi
Oriental Consultants Japan Co., Ltd.	本社：Myanmar Yangon
Oriental Consultants Philippines, Inc.	本社：Philippines Makati City
Oriental Consultants Thailand	本社：Thailand Bangkok

7. 使用人の状況（2024年9月30日現在）

（1）企業集団の使用人の状況

使　用　人　数	前　連　結　会　計　年　度　末　比　増　減
3,368名	63名増

（注）使用人数は就業人員であり、臨時使用人数は含まれておりません。

（2）当社の使用人の状況

使　用　人　数	前　事　業　年　度　末　比　増　減
14名	－

8. 主要な借入先の状況（2024年9月30日現在）

借入先	借入額
㈱三井住友銀行	5,100,000千円
㈱三菱UFJ銀行	4,210,000千円
三井住友信託銀行(㈱)	3,115,800千円
㈱みずほ銀行	874,200千円
㈱伊予銀行	500,000千円
㈱静岡銀行	127,570千円
遠州信用金庫	50,000千円
浜松信用金庫	50,000千円

(注) 当社は運転資金の安定的かつ効率的な調達を行うため、借入限度額100億円のコミットメントライン契約を、㈱三井住友銀行を主幹事とし、㈱三菱UFJ銀行、三井住友信託銀行㈱及び㈱みずほ銀行と締結しております、上記借入額には当該借入額が含まれております。

9. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

II. 株式に関する事項

1. 株式の状況（2024年9月30日現在）

- (1) 発行可能株式総数 20,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 6,155,220株（自己株式142,726株を含んでおります）
 (注) 講渡制限付株式報酬による新株発行により、発行済株式の総数は29,100株増加しております。
 (3) 株主数 3,121名
 (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数 (株)	持株比率(%)
オリエンタルコンサルタンツホールディングス 社 員 持 株 会	1,185,321	19.7
パシフィックコンサルタンツ 株 式 会 社	335,100	5.5
住 友 不 動 产 株 式 会 社	292,600	4.8
オリエンタル白石株式会社	250,000	4.1
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	223,600	3.7
平 野 利 一	180,000	2.9
日本生命保険相互会社	152,000	2.5
第一生命保険株式会社	140,000	2.3
大樹生命保険株式会社	140,000	2.3
明治安田生命保険相互会社	140,000	2.3

- (注) 1. 当社は、自己株式を142,726株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 2. 持株比率は小数点第2位以下を切り捨てて記載しております。
 3. 持株比率は自己株式142,726株を控除して算定しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況

	株式数	交付対象者数
取締役（社外取締役を除く。）	9,400株	6名

- (注) 1. 当社の株式報酬の内容につきましては、「III. 会社役員の状況 4. 取締役及び監査役の報酬等 (1) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」に記載しております。
 2. 株式数は、当社役員が兼務する関係会社の職務執行の対価として交付した株式を含んでおります。

(6) その他株式に関する重要な事項

当社は、株主還元及び経営環境に応じた機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第459条第1項第1号の規定による当社定款第45条の定めに基づき、自己株式を以下のとおり取得いたしました。

2024年2月14日開催の取締役会決議

① 取対象株式の種類	当社普通株式
② 取得した株式の総数	100,000株
③ 取得価額	321,863,400円
④ 取得日	2024年2月15日～2024年8月23日（約定ベース）

2. 新株予約権等の状況

該当事項はありません。

III. 会社役員の状況

1. 取締役及び監査役の状況（2024年9月30日現在）

氏 名	地 位	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
野 崎 秀 則	代 表 取 締 役	社長 ㈱オリエンタルコンサルタンツ 代表取締役社長
森 田 信 彦	取 締 役	統括本部長
青 木 滋	取 締 役	国内事業推進本部長 ㈱オリエンタルコンサルタンツ 取締役専務役員
米 澤 栄 二	取 締 役	海外事業推進本部長 ㈱オリエンタルコンサルタンツグローバル 代表取締役社長
橋 義 規	取 締 役	I T 基盤統括本部長 ㈱エイティック 代表取締役社長
龍 野 彰 男	取 締 役	内部監査本部長 ㈱オリエンタルコンサルタンツ 監査役 ㈱中央設計技術研究所 監査役
高 橋 明 人	取 締 役	高橋・片山法律事務所 代表弁護士 オーエスジー(㈱) 社外取締役(監査等委員)
田 代 真 巳	取 締 役	東洋エンジニアリング(㈱) 社外取締役
小 道 正 俊	常 勤 監 査 役	㈱アサノ大成基礎エンジニアリング 監査役
圓 山 卓	監 査 役	IPAX総合法律事務所 代表弁護士 IPAXアドバイザリーサービス(㈱) 代表取締役 ㈱インテグリティ・ヘルスケア 社外監査役
町 田 英 之	監 査 役	RAIパートナーズ(㈱) 代表取締役 Be Doctor Consulting(㈱) 社外監査役

- (注) 1. 取締役 高橋明人氏及び田代真巳氏は、社外取締役であります。また、当社は両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 監査役 圓山卓氏及び町田英之氏は、社外監査役であります。また、当社は両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 監査役 町田英之氏は、公認会計士・税理士の資格を有しております、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

2. 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役 高橋明人氏及び田代真巳氏、監査役 小道正俊氏、社外監査役 圓山卓氏及び町田英之氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は法令の定める額であります。

3. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。その契約の内容の概要等は以下のとおりあります。

イ. 被保険者の範囲

当社及び子会社の取締役、監査役及び執行役員

ロ. 保険契約の内容の概要

当該保険契約により、被保険者の職務の執行に関する行為に起因して損害賠償請求がなされたことによって被る損害及び当該損害賠償請求に関する争訟費用等を填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするために、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害賠償請求等は填補の対象としないこととしております。なお、保険料は全額を当社が負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

4. 取締役及び監査役の報酬等

(1) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を、取締役会の諮問機関であり、委員の過半数を社外役員とする指名・報酬諮問委員会において、その内容につき審議し、指名・報酬諮問委員会の答申を受けて、取締役会にて決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容の概要等は次のとおりであります。

a. 基本報酬に関する方針

取締役の基本報酬は固定報酬（月額報酬）とし、役員基礎額（求められる役割の責任度合いに対する報酬）、取締役加算額（求められる取締役としての責任度合いに対する報酬）、役員職位加算額（求められる業績達成の責任度合いに対する報酬）により決定しております。

b. 業績連動報酬等に関する方針

業績への貢献度については、基本報酬（固定報酬）の役員職位加算額において反映し、業績連動報酬はありません。

c. 非金銭報酬等に関する方針

社外取締役以外の取締役は、事前交付型の譲渡制限付株式報酬により非金銭報酬等を支給しております。

譲渡制限付株式報酬の付与株式数は、付与時における基本報酬（固定報酬）のうちの役員基礎額及び取締役加算額の合計額に支給率を乗じた額に対して、付与時の株価により算定した株式数相当としております。

d. 報酬等の割合に関する方針

取締役の個人別の各報酬等の割合は、およそ次の割合としております。

基本報酬（固定報酬）：非金銭報酬 = 8 : 2 ~ 9 : 1

e. 報酬等の付与時期や条件に関する方針

基本報酬（固定報酬）は、毎年株主総会後の12月中に決定し、翌年1月～12月に、基本報酬（固定報酬）を12等分した定期同額給与として支給いたします。

非金銭報酬である譲渡制限付株式報酬は、株主総会において決議された報酬の限度内で取締役会決議に基づき、毎年1月に割り当ていたします。

関係会社の取締役を兼務する取締役で、関係会社より当該取締役の報酬等が全額支給される場合には、関係会社より請求を受けて、当該取締役の兼務分の報酬を負担いたします。

f. 報酬等の決定の委任に関する事項

取締役の個人別の報酬等の内容決定を次の者に委任いたします。

① 委任を受ける者の地位及び担当	代表取締役社長 野崎秀則
② 委任する権限の内容	個人別の報酬の決定
③ 委任する理由	当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断しているため。
④ 適切な権限行使のための措置	取締役の個人別の報酬は、取締役の個人別の報酬等を決定するために必要な基本方針等に関する原案等を指名・報酬諮問委員会に諮問し、指名・報酬諮問委員会の助言・提言を踏まえ取締役の個人別の報酬等算定し、取締役協議により決定する。

(2) 当事業年度に係る報酬等の総額

区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる役員の員数(名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	84,224 (6,048)	73,925 (6,048)	—	10,299 (—)	8 (2)
監査役 (うち社外監査役)	20,424 (5,160)	20,424 (5,160)	—	—	3 (2)
合計 (うち社外役員)	104,648 (11,208)	94,349 (11,208)	—	10,299 (—)	11 (4)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、2006年7月13日開催の株式会社オーリエンタルコンサルタントの臨時株主総会において承認された株式移転計画において年額230百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と定められております。当該計画に基づいて、2006年8月28日に設立された時点の当社取締役の員数は3名であります。
また、2016年12月22日開催の第11回定期株主総会において、別枠で譲渡制限付株式を付与するための報酬の額として、年額26百万円以内とする報酬限度額のご承認をいたしております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は5名（うち、社外取締役は1名）であります。上記の非金銭報酬等の額は、譲渡制限付株式報酬として当事業年度に費用計上した額であります。
2. 監査役の報酬限度額は、2006年7月13日開催の株式会社オーリエンタルコンサルタントの臨時株主総会において承認された株式移転計画において年額40百万円以内と定められております。当該計画に基づいて、2006年8月28日に設立された時点の当社監査役の員数は3名であります。
3. 非金銭報酬等の内容は当社の株式であり、割当ての際の条件等は「(1) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等」とおりであります。また、当事業年度における交付状況は「II. 株式に関する事項 1. 株式の状況 (5)当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況」に記載しております。
- (3) 社外役員が親会社及び子会社等から受けた役員報酬等の総額
該当事項はありません。

5. 社外役員に関する事項

- (1) 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
- 取締役 高橋明人氏は、高橋・片山法律事務所の代表弁護士及び、オーエスジー㈱の社外取締役（監査等委員）を兼任しております。
取締役 田代真巳氏は、東洋エンジニアリング㈱の社外取締役を兼任しております。
監査役 圓山卓氏は、IPAX総合法律事務所の代表弁護士、IPAXアドバイザリーサービス㈱の代表取締役及び、㈱インテグリティ・ヘルスケアの社外監査役を兼任しております。
監査役 町田英之氏は、RAIパートナーズ㈱の代表取締役及び、Be Doctor Consulting㈱の社外監査役を兼任しております。
当社と、高橋・片山法律事務所、オーエスジー㈱、東洋エンジニアリング㈱、IPAX総合法律事務所、IPAXアドバイザリーサービス㈱、㈱インテグリティ・ヘルスケア、RAIパートナーズ㈱及び、Be Doctor Consulting㈱との間には特別な利害関係はありません。

(2) 当事業年度における主な活動状況

	取締役会(17回開催)			監査役会(12回開催)			発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
	任期中の開催数	出席回数	出席率	任期中の開催数	出席回数	出席率	
取締役 高橋明人	17回	17回	100%	—	—	—	弁護士としての専門的見地と実務経験を生かし、業務執行者から独立した客観的な立場から、取締役会をはじめ当社の経営に関する重要な会議に参加し、自身の経験及び見識を生かした妥当性・適正性を確保するための必要な助言及び提言を行い、会社経営の監督機能を果たしています。
取締役 田代真巳	17回	14回	82%	—	—	—	企業経営の経験者としての業務経験と見識を生かし、業務執行者から独立した客観的な立場から、取締役会をはじめ当社の経営に関する重要な会議に参加し、自身の経験及び見識を生かした妥当性・適正性を確保するための必要な助言及び提言を行い、会社経営の監督機能を果たしています。
監査役 圓山卓	17回	17回	100%	12回	12回	100%	主に弁護士としての専門的見地からの発言を行っております。
監査役 町田英之	17回	17回	100%	12回	12回	100%	主に公認会計士としての専門的見地からの発言を行っております。

IV. 会計監査人に関する事項

1. 当社の会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

2. 当社の当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

(1) 公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬等の額 59百万円

(2) 当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 101百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておりませんので、上記(1)の金額には金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等を含めて記載しております。

2. 当社監査役会は、会計監査人の報酬について、会計監査人より必要な資料の入手、報告を受けた上で、報酬見積もりの算定根拠について確認し、会計監査人としての業務内容、監査体制等を考慮した結果、上記の会計監査人の報酬の額は適切であると判断し、これに同意いたしました。
3. 当社の一部の連結子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人等の監査を受けています。
4. 会計監査人の報酬等の額については、上記以外に前事業年度に係る追加報酬として当事業年度中に支出した金額が、85百万円あります。

3. 非監査業務の内容

当社の子会社は、当社の監査公認会計士等と同一のネットワークに属しているデロイトトーマツファイナンシャルアドバイザリー合同会社に対して、フィリピン国における受注案件に係る委託業務についての対価を支払っております。

4. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

V. 会社の体制及び方針

1. 業務の適正を確保するための体制及び、当該体制の運用状況の概要

- (1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ① 取締役・使用人は、内部統制規則及びコンプライアンス経営規則に従い、法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとる。
 - ② コンプライアンスの統括部署は、コンプライアンスに関する取り組みについて統括し、また取締役・使用人に対してコンプライアンス教育を行う。
 - ③ 内部監査部門として内部監査本部は、コンプライアンスの状況を監査する。
 - ④ 取締役・使用人は、当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに情報管理責任者に報告し、またこれらの法令違反その他重要な事実発見の漏れをなくすための仕組み（社内通報規定）により補完する。
 - ⑤ 監査役は、当社の法令遵守体制及び社内通報規定の運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができる。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- 取締役の職務の執行に係る情報については、法令、文書管理規則及び情報セキュリティ規則に従い、その保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理する。取締役及び監査役は、常時、これらの文書を閲覧することができる。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ① 業務の執行に付随するリスクについては、リスク管理規則に従い、管理を行う。
 - ② リスク管理方法等については、適宜見直しを行うこととし、特に業務の遂行については、安全性確保・品質向上に向けた対応を強化する。
- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ① 取締役会は、経営の執行方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定し、取締役の業務執行状況を監督する。
 - ② 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制として、取締役会を毎月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとする。
 - ③ 取締役会は、経営目標・予算の策定・見直しを行い、代表取締役社長以下取締役はその達成に向けて職務を遂行し、取締役会がその実績管理を行う。
 - ④ 取締役の任期を1年とし、経営環境の変化に、より迅速に対応できる経営体制を構築する。
 - ⑤ 取締役会の業務執行機能を高めるため、執行役員制度を導入し、経営の迅速化を図る。

- (5) 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① グループ共通の経営方針をグループ全体へ周知徹底する。
 - ② 当社の取締役及びグループ会社の代表取締役が参加する定期的な会議を開催することで、当社及びグループ会社間の情報の共有を図る。
 - ③ グループ会社全てに適用する関係会社管理規則に従い、グループ会社各社で管理、報告すべき事項及び体制を定める。
 - ④ 当社及びグループ内における業務の執行において、グループ会社全てに適用するリスク管理規則に従い、グループ各社で管理、報告すべき事項及び体制を整備する。
 - ⑤ 内部統制規則に従い、当社グループの業務全般にわたる内部統制の有効性と妥当性を確保する。
 - ⑥ 当社及びグループ会社の監査役は、定期的に会合をもち、監査環境の整備状況等について意見交換を行う。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助する使用人を置くものとする。なお、使用人の指揮命令権を監査役におき、任命、異動、評価、懲戒は、監査役会の意見を聴取りし、取締役と意見交換をした上で行うものとし、当該使用人の取締役からの独立性を確保するとともに、当該使用人に対する指示の実効性を確保する。
- (7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- 監査役は、当社及びグループ会社の取締役会ほかの重要な会議に出席し、取締役及び使用人から、重要事項の報告を受けるものとする。また前記に拘らず監査役はいつでも必要に応じて、当社及びグループ会社の取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。

(8) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役は監査役監査規定に基づき、取締役会その他重要な会議へ出席するとともに、会社の重要情報を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人に対しその説明を求めることができる。
- ② 監査役は効率的な監査を実施するため、定期的に会計監査人等と協議又は意見交換を行い、監査に関する相互補完を行う。
- ③ 監査役は、当社及びグループ各社の代表取締役と定期的に会合をもち、業務執行方針を確認するとともに、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスクのほか、監査環境の整備状況、監査上の重要課題等について意見を交換する。
- ④ 監査役の半数以上を社外監査役とすることで、経営の透明性を担保する。

(9) 監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社及びグループ会社は、社内通報規定により、監査役に報告した者が報復等により不利益を被ることがないことを保証している。

(10) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還等の請求をした時は、当該監査役の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該請求に基づき支払を行う。なお、監査役は、当該費用の支出に当たってはその効率性及び適正性に留意するものとする。

(11) 財務報告の信頼性を確保するための体制

- ① 適正な会計処理を確保し、財務報告の信頼性を向上させるため、財務報告に係る内部統制の体制整備と有効性向上を図る。
- ② 内部監査本部は、毎期財務報告に係る内部統制の有効性評価を行う。有効性評価を受けた部署は、是正、改善の必要があるときには、その対策を講じなければならない。

(12) 反社会的勢力排除に向けた体制

当社及びグループ会社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、取引関係を含め一切の関係をもたない。また、反社会的勢力からの不当要求等に対しては、組織全体として毅然とした対応をとる。

(13) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

経営及び業務執行の健全かつ適正な運営の強化のため、各部署及び各グループ会社においてその適切な運用に努めるとともに、内部監査本部がその運用状況を隨時モニタリングしております。その結果を取締役会へ報告することにより、適切な内部統制システムの運用に努めております。また、取締役・使用人が当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに当社社長及び統括本部長に報告するものとし、これらの法令違反その他重要な事実発見の漏れをなくすための仕組みとして社内通報制度を設けております。

当社グループの重要なリスク情報については、内部情報及び内部者取引管理規則に従い、グループ会社の社長から当社社長及び統括本部長に正確かつ迅速に集約され、統括本部長はグループ会社社長、外部機関と相談し、適切に処理するとともに、その対応状況については取締役会及びグループ社長会等でフォローを行っております。

また、業務執行に付随するリスクについては、リスク管理規則に従い、管理を行っております。リスク管理方法については適宜見直しを行うこととし、品質確保、効率性向上に向けた対応を強化しております。

2. 会社の支配に関する基本方針

当社は、2022年11月24日開催の当社取締役会において、買収防衛策の更新を決議し、同年12月23日開催の定時株主総会において、買収防衛策の有効期限を2025年12月開催予定の2025年9月期に係る当社定時株主総会の終結の時までとする旨決議されました。なお買収防衛策の詳細につきましては、当社ウェブサイト (<https://www.oriconhd.jp/>)において、全文を掲載しております。

(1) 基本方針の概要

当社は、建設コンサルタント業務を主軸とした公共・公益事業に関するコンサルタント業務を展開しており、極めて公共性が高い企業であると認識しております。また、その経営にあたっては、かかる業務に関する十分な理解と顧客・従業員及び取引先等の利害関係者との間に培われた深い信頼関係が不可欠となり、これらなくしては企業価値の向上と株主の皆様の利益に貢献することはできないものと考えております。したがいまして、当社は、当社の企業価値及び株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大量買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては適切でないと考えております。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社では、当社の企業価値の向上及び株主共同の利益の実現によって、株主、投資家の皆様に長期的に継続して当社に投資していただくため、上記(1)の基本方針の実現に資する特別な取組みとして、以下の施策を実施しております。

イ. 企業価値の源泉について

当社は純粹持株会社であり、当社グループは建設コンサルタント事業をコアとしております。建設業界におきましては、国土強靭化に関わる防災・減災関連業務や、公共施設の維持管理業務等により需要は拡大しつつあるものの、国・地方自治体の財政は、依然として厳しい状況にあり、建設コンサルタント業界の市場規模は、先行きが不透明なものとなっております。このような中、当社グループは健全な経営を継続し、企業競争力を向上させるために、受注シェアの拡大に向けた営業活動の強化、グループ各社の専門技術の集約による収益性の向上、重点化事業への投資による、新規分野・新市場・新顧客への事業拡大、経営基盤の強化などに取り組んでまいりました。

当社グループの企業価値の源泉は、公共・公益事業を支える建設コンサルタントとして、約半世紀にわたり培ってきた経験と技術力にあります。具体的には、道路・河川・交通及び景観など、国内外の公共・公益事業に関する計画・調査及び設計等のコンサルタント業務、並びに、施工業務のノウハウ、十分な研鑽を積み、それら業務に精通した従業員の存在、また官公庁をメインとした顧客との間に築き上げられた信頼関係であります。これらの構築のためには新技術の研究開発及び人材の確保・育成など、短期的な利益追求ではない、中長期的ビジョンに立った経営を常に行っていく必要がございます。

当社グループは、これらの企業価値の源泉を今後も継続し発展させていくことが、当社グループ全体の、ひいては株主共同の利益の確保・向上につながるものと考えております。

また、当社グループは、株主の皆様をはじめ、顧客、社会、従業員その他のステークホルダーとの関係を大切にした社会的存在としての企業を充分に認識し、顧客ニーズへのきめ細かな対応、コンプライアンスを尊重した企業モラルの向上こそが、企業価値及び株主共同の利益の確保・向上につながるものと確信しております。

ロ. 企業価値の向上に向けた取組み

当社グループは、2022年11月に策定し、2024年11月に一部更新した、2030年ビジョン及び中期経営計画のもと、当社グループの持つ経営資源を有効に活用するとともに、さまざまなステークホルダーとの良好な関係を維持・発展させ、当社の企業価値及び株主共同の利益の向上に努めております。

当社グループでは、更なる成長に向け、2030年のビジョンとして、「社会価値創造企業～自らが社会を創造する担い手になる～」を定め、「革新」「変革」「挑戦」をキーワードにした基本戦略に基づき、国内・海外において事業を展開し、“社会価値創造企業”の実現に向け、国・地域とのより高い信頼関係を築き、国・地域の活力や魅力を高める事業を推進してまいります。

また、当社グループは、中期経営計画の基本方針に基づき、下記の施策を実施いたします。

①事業創造・拡大

- ・事業の総合化・事業経営の推進、DXの推進により新たな社会価値を創造し、国内外における市場を拡大してまいります。
- ・重点化事業により、ナンバーワン・オンリーワンの技術やサービスを確立してまいります。
- ・国内と海外で競争力を強化し、各市場で自律的に成長し、各市場間の連携を図りながら、ワンストップで事業を推進してまいります。

②人材確保・育成

- ・企業ブランドの強化による多様な人材の確保と、プロフェッショナル人材の育成を推進して参ります。
- ・グループ内外のリソースの効果的な活用により、国内外シームレスな協働体を構築いたします。

③基盤整備

- ・DXの推進により、グループ共通基盤を整備推進し、業務プロセスの変革を行い、生産性改革、働き方改革につなげます。
- ・国内においては、エリアマネジメントの全国展開に併せて、マネジメント機能をもたせた拠点整備を推進します。また、海外においては、現地法人や、設計業務を行う現地デザインセンターなどの海外拠点の整備を推進してまいります。
- ・ポストコロナ時代のニューノーマル社会を見据え、多様な働き方に対応可能な柔軟な制度と環境整備を推進してまいります。
- ・適切な会計処理に向けた再発防止の徹底に取り組むとともに、コンプライアンスの強化、徹底に向け、内部統制機能を強化して参ります。
- ・株主の皆様に対して、長期的に安定した利益還元を行っていくことが、経営の重要課題の一つであると認識しております。そのため、今後、上場企業として、PBR 1倍以上を維持するとともに、資本効率についても高ROEを維持し、両数値の向上に取り組んで参ります。配当については、過去の連結業績の推移や今後の連結業績の見通し、配当性向・配当利回り・自己資本比率等の指標などを総合的に勘案して決定することを基本方針としております。配当性向につきましては、40%程度を目安といたします。

ハ、コーポレート・ガバナンスについて

当社グループは、社会環境全般から企業の事業活動に至るまで、幅広い分野において知的サービスを提供しております。経営に当たっては、「世界の人々の豊かなくらしと夢の創造」という経営理念のもと、株主の皆様をはじめ、顧客、社員やその家族など、関係する全ての人々を永続的に満足させるために、経営の透明性、効率性、企業の健全性を確保し、コーポレート・ガバナンスの充実を図っております。

当該方針に基づき、当社では2015年度に社外取締役を1名選任、2016年度から社外取締役を2名選任し、当社の取締役会は社外取締役2名を含めた8名の取締役で構成されておりま

す。また当社では、定例取締役会を月1回開催し、重要事項の決定及び業務執行状況の監督を行っております。取締役については、経営責任を明確化するため、任期を1年としております。

当社は監査役制度を採用しており、独立役員の社外監査役を2名選任し、当社の監査役会は社外監査役2名を含めた3名の監査役で構成されております。また、当社では、月1回の定例監査役会を開催するほか、取締役会への出席や重要書類の閲覧などを通じ、取締役の業務執行の監査を行うとともに、必要に応じて取締役及び使用人に対して業務の執行に関する報告を求めることとしております。常勤監査役はグループ経営会議等の重要会議にも出席しております。

内部監査については、社長直轄の組織である内部監査本部を設置しております。法令・諸規程の遵守や業務の適正さの点検・評価を行う内部監査を、部門ごと（子会社・関連会社を含みます。）及びテーマごとに順次行っております。内部監査本部、監査役会及び会計監査人は、定期的な情報交換・意見交換を行い、連携を密にしております。

(3) 不適切な者によって支配されることを防止するための取組み

当社は、当社株券等の大量買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報及び時間、並びに大量買付行為を行おうとする者との交渉の機会を確保するために、当社株券等の大量買付行為への対応策（以下「買収防衛策」という。）を策定いたしました。

当該対応策においては、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大量買付行為を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これを適切に開示することにより、当社の企業価値及び株主共同の利益に資さない当社株券等の大量買付行為を行おうとする者に対して警告を行うものであります。

(4) 取締役会の判断

前記(3)の買収防衛策については、当社株券等の大量買付行為を行おうとする者が遵守すべきルールを明確にし、大量買付者に対して情報提供を求めるとともに、大量買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を毀損する場合に対抗措置を発動することを定めるものであり、前記(1)の基本方針に沿ったものであります。またその継続については、株主の皆様の意思を尊重するため、株主総会での承認をその継続条件としており、さらに取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するために特別委員会を設置し、取締役会は特別委員会の勧告を最大限に尊重したうえで、対抗措置の発動を決議することとしているため、その運営は透明性をもって行われます。

したがいまして、当社取締役会は、当該買収防衛策が株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

以上のような体制をとることで監査役の機能強化を図り、経営の健全性、透明性を確保してまいります。

3. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する長期的に安定した利益還元を経営の重要課題の一つとして認識しております。あわせて、過去の連結業績の推移、今後の連結業績の見通し、配当性向・配当利回り・自己資本比率等の指標などを総合的に勘案して配当を決定することを基本方針としております。配当性向につきましては、40%程度を目安といたします。

なお、当社グループは、各四半期の利益に変動がございますので、中間配当及び四半期配当は実施せず、取締役会決議による年1回の配当としております。

内部留保資金の使途につきましては、今後予想される受注競争の激化や経営環境の変化に耐え、持続的な企業の成長を図るため、研究開発、基盤整備、財務体質の強化に充当し、株主の期待に応えるべく、努めてまいる所存であります。

連 結 貸 借 対 照 表

(2024年9月30日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科 目	金額	科 目	金額
流動資産	51,786,418	流動負債	39,406,203
現金及び預金	10,542,000	支払手形及び買掛金	8,170,179
受取手形、売掛金及び契約資産	30,412,920	短期借入金	14,027,570
商品	8,151	未払法人税等	1,255,336
未成業務支出金	3,668,352	未 払 金	1,572,303
前払費用	3,630,990	未 払 費 用	772,937
その他の	3,588,093	預り金	679,218
貸倒引当金	△64,090	契約負債	6,278,826
固定資産	13,409,528	賞与引当金	2,125,592
有形固定資産	3,397,697	受注損失引当金	1,924,211
建物及び構築物	1,395,095	その他の	2,600,027
機械装置及び運搬具	682,038	固定負債	1,303,221
工具、器具及び備品	589,484	退職給付に係る負債	269,651
土地	599,576	役員退職慰労引当金	704,992
リース資産	111,786	繰延税金負債	193,803
建設仮勘定	19,715	その他の	134,774
無形固定資産	1,205,081	負債合計	40,709,424
ソフトウエア	837,031	純資産の部	
のれん	70,113	科 目	金額
その他の	297,936	株主資本	22,888,222
投資その他の資産	8,806,748	資本金	833,220
投資有価証券	2,392,349	資本剰余金	1,788,128
関係会社株式	931,632	利益剰余金	20,713,702
長期貸付金	426,548	自己株式	△446,828
差入保証金	1,399,760	その他の包括利益累計額	1,490,660
退職給付に係る資産	1,842,701	その他有価証券評価差額金	435,388
繰延税金資産	1,450,887	為替換算調整勘定	292,162
破産更生債権等	37,540	退職給付に係る調整累計額	763,110
その他の	474,754	非支配株主持分	107,637
貸倒引当金	△149,426	純資産合計	24,486,521
資産合計	65,195,946	負債純資産合計	65,195,946

連 結 損 益 計 算 書

(自 2023年10月1日)
(至 2024年9月30日)

(単位:千円)

科 目	金 額
売 上 高	86,282,137
売 上 原 価	66,813,855
売 上 総 利 益	19,468,282
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	14,803,669
営 業 利 益	4,664,612
営 業 外 収 益	
受 取 利 息 配 当 金	113,658
保 険 配 当 金	49,727
受 取 保 険 金	16,610
そ の 他	45,673
	225,670
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	111,886
支 払 手 数 料	44,974
支 払 保 証 料	13,497
為 替 差 損	541,344
持 分 法 に よ る 投 資 損 失	37,345
そ の 他	118,637
	867,685
經 常 利 益	
特 別 利 益	4,022,597
持 分 變 動 利 益	
特 別 損 失	76,364
	76,364
投 資 有 價 証 券 評 価 損	50,399
関 係 会 社 株 式 評 価 損	149,999
特 別 調 査 費 用 等	77,225
	277,625
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	3,821,336
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	1,498,902
法 人 税 等 調 整 額	△284,218
当 期 純 利 益	2,606,652
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	8,988
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	2,597,663

連結株主資本等変動計算書

(自 2023年10月1日)
(至 2024年9月30日)

(単位:千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	795,186	1,750,095	18,678,911	△181,278	21,042,915
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△608,351		△608,351
親会社株主に帰属する当期純利益			2,597,663		2,597,663
連結範囲の変動			45,478		45,478
新株の発行	38,033	38,033			76,067
自己株式の処分				56,731	56,731
自己株式の取得				△322,281	△322,281
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	38,033	38,033	2,034,790	△265,549	1,845,307
当期末残高	833,220	1,788,128	20,713,702	△446,828	22,888,222

	その他の包括利益累計額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	329,370	386,377	383,971	1,099,720	47,162	22,189,797	
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△608,351
親会社株主に帰属する当期純利益							2,597,663
連結範囲の変動							45,478
新株の発行							76,067
自己株式の処分							56,731
自己株式の取得							△322,281
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	106,017	△94,215	379,138	390,940	60,475	451,415	
連結会計年度中の変動額合計	106,017	△94,215	379,138	390,940	60,475	2,296,723	
当期末残高	435,388	292,162	763,110	1,490,660	107,637	24,486,521	

貸借対照表

(2024年9月30日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	13,425,215	流動負債	13,899,759
現金及び預金	907,616	短期借入金	13,800,000
売掛金	3,693	未払金	70,498
前払費用	5,295	未払費用	5,559
短期貸付金	12,450,000	未払法人税等	4,418
その他の	58,610	預り金	1,364
固定資産	7,948,032	賞与引当金	9,994
有形固定資産	6,998	その他の	7,925
建物	780	固定負債	170,481
工具、器具及び備品	6,218	繰延税金負債	170,481
無形固定資産	2,704	負債合計	14,070,241
ソフトウェア	2,704	純資産の部	
投資その他の資産	7,938,328	科 目	金 額
投資有価証券	962,716	株主資本	7,045,584
関係会社株式	6,896,250	資本金	833,220
その他の	79,362	資本剰余金	5,489,297
資産合計	21,373,248	資本準備金	3,540,557
		その他資本剰余金	1,948,740
		利益剰余金	1,169,902
		その他利益剰余金	1,169,902
		繰越利益剰余金	1,169,902
		自己株式	△446,835
		評価・換算差額等	257,422
		その他有価証券評価差額金	257,422
		純資産合計	7,303,006
		負債純資産合計	21,373,248

損 益 計 算 書

(自 2023年10月 1 日)
(至 2024年 9月 30日)

(単位: 千円)

科 目	金 額
當 業 収 益	
関 係 会 社 受 取 配 当 金	612, 449
関 係 会 社 経 営 管 理 料	512, 000
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1, 124, 449
當 業 利 益	442, 478
當 業 外 収 益	681, 971
受 取 利 息	98, 147
受 取 配 当 金	15, 360
そ の 他	3, 146
當 業 外 費 用	116, 653
支 払 利 息	111, 409
支 払 手 数 料	44, 974
そ の 他	3, 398
經 常 利 益	159, 781
特 別 損 失	638, 843
特 別 調 査 費 用 等	17, 780
税 引 前 当 期 純 利 益	17, 780
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	621, 063
法 人 税 等 調 整 額	2, 922
当 期 純 利 益	3, 910
	614, 230

株主資本等変動計算書

(自 2023年10月1日)
(至 2024年9月30日)

(単位:千円)

資本金	株主資本					利益 剩 余 金 合 計	
	資本 剩 余 金			資本 準備 金	その他資本 剩余金		
当期首残高	795,186	3,502,523	1,948,740	5,451,263	1,164,023	1,164,023	
事業年度中の変動額							
剰余金の配当					△608,351	△608,351	
当期純利益					614,230	614,230	
新株の発行	38,033	38,033		38,033			
自己株式の処分							
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額合計	38,033	38,033	—	38,033	5,878	5,878	
当期末残高	833,220	3,540,557	1,948,740	5,489,297	1,169,902	1,169,902	

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△181,285	7,229,187	130,457	130,457	7,359,645
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△608,351			△608,351
当期純利益		614,230			614,230
新株の発行		76,067			76,067
自己株式の処分	56,731	56,731			56,731
自己株式の取得	△322,281	△322,281			△322,281
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			126,965	126,965	126,965
事業年度中の変動額合計	△265,549	△183,603	126,965	126,965	△56,638
当期末残高	△446,835	7,045,584	257,422	257,422	7,303,006

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年11月21日

株式会社オリエンタルコンサルタンツホールディングス
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 鈴木 登樹男
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 志賀 健一郎

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社オリエンタルコンサルタンツホールディングスの2023年10月1日から2024年9月30までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社オリエンタルコンサルタンツホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従つて、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうかを結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対抗策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2024年11月21日

株式会社オリエンタルコンサルタンツホールディングス
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 鈴木 登樹男
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 志賀 健一郎

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社オリエンタルコンサルタンツホールディングスの2023年10月1日から2024年9月30日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えること合理に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対抗策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2023年10月1日から2024年9月30日までの第19期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人有限責任監査法人トーマツ（以下、「会計監査人」と言う。）からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役会規則、監査役監査規定及び内部統制システムに係る監査の実施規定に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部統制室長その他の使用者等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用者等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けるとともに業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集團の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び内部統制室長等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び会計監査人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われるこれを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方針に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、事業報告に記載の取締役会による適切な会計処理に向けた再発防止の徹底の取り組みに関しては、監査役会はその実施状況及び内部統制機能の強化について、引き続き監査・検証してまいります。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方にに関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2024年11月22日

株式会社オリエンタルコンサルタンツホールディングス 監査役会

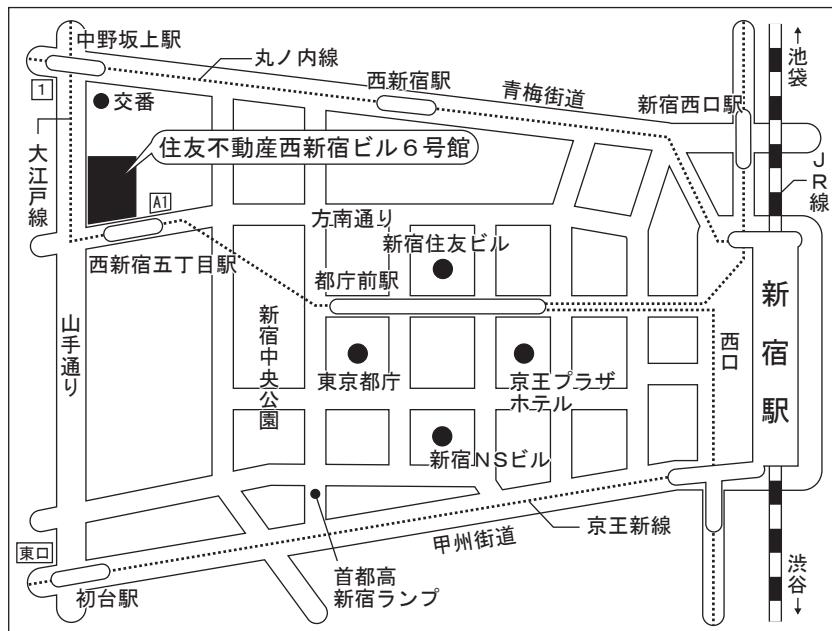
常勤監査役 小道正俊 印

社外監査役 圓山卓 印

社外監査役 町田英之 印

以上

株主総会会場ご案内図



場所 東京都渋谷区本町三丁目12番1号 住友不動産西新宿ビル6号館

株式会社オリエンタルコンサルタンツホールディングス

2階 会議室

交通 都営大江戸線「西新宿五丁目駅」 A1出口 徒歩3分

東京メトロ丸ノ内線・都営大江戸線「中野坂上駅」 1番出口
徒歩12分

京王新線「初台駅」 東口 徒歩13分

(お願い)

当会場には駐車場がございませんので、誠に恐縮ですが、公共の交通機関をご利用くださいますよう、お願い申し上げます。